

改正

平成19年9月21日条例第16号

平成25年6月26日条例第23号

平成27年3月27日条例第11号

平成28年3月29日条例第1号

令和2年3月27日条例第3号

西脇市情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示

第1節 公文書の開示請求等（第5条—第16条）

第2節 審査請求（第17条—第19条）

第3章 雑則（第20条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、もって公正で開かれた市政を推進し、市民の市政参加を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの

イ 図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(請求権者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して、適正な請求に努めるとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

第1節 公文書の開示請求等

(開示請求権)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができない情報

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の

情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第6号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し、必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、公文書の一部を開示する旨の決定又は不開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、時の経過等により当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 開示決定及び不開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書が提出された日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開

示請求書が提出された日から起算して45日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があったものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、前条第2項に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分について、当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をするものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの公文書について開示決定等をする期限

- 2 開示請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第3項の規定は適用しない。
- 3 第1項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの公文書について開示決定等をしないときは、開示請求者は、当該残りの公文書について不開示決定があったものとみなすことができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示請求者以外の者（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 前2項の意見書は、実施機関が指定する期間内に提出しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(開示請求手数料等)

第16条 開示請求をする者は、西脇市手数料条例（平成17年西脇市条例第92号）に定めるところにより、開示請求に係る手数料を納付しなければならない。

2 前条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 審査請求

(審査会への諮問)

第17条 実施機関は、開示請求に対する決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、西脇市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

（諮問をした旨の通知）

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（裁決）

第19条 諮問実施機関は、審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 第14条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3章 雑則

（他の制度との調整）

第20条 法令（この条例を除く。）の規定による閲覧、縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる情報については、この条例の規定は、適用しない。

（情報の提供）

第21条 実施機関は、その保有する情報を広く市民の利用に供するため、市民が必要とする情報を的確に把握し、市民の求めに応じて正確で分かりやすい情報を迅速に提供するものとする。

（広報活動の充実）

第22条 実施機関は、市政の重要な施策の内容、経過等に関する情報を各種広報媒体を活用して市

民に積極的に提供する等広報活動の充実を図るものとする。

(情報提供に関する施策の充実)

第23条 実施機関は、前2条に掲げるもののほか、情報提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(公文書の管理)

第24条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定め、公文書を適正に管理するものとする。

(施行状況の公表)

第25条 市長は、毎年、この条例の施行状況を公表するものとする。

(出資法人等の講ずべき措置)

第26条 市が出資金その他これに準ずるものを出資している法人等のうち市長が定めるものは、この条例の規定に基づく市の施策に留意しつつ、情報の公開のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西脇市情報公開条例（平成13年西脇市条例第16号）又は黒田庄町情報公開条例（平成13年黒田庄町条例第6号。以下これらを「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例における期間に係る規定は、旧条例の相当規定により経過した期間を通算する。

附 則（平成19年9月21日条例第16号抄）

(施行期日)

1 この条例は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日〔平成19年10月1日〕から施行する。（後略）

附 則（平成25年6月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月27日条例第11号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日条例第 1 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月27日条例第 3 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。